

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公開番号】特開2019-117254(P2019-117254A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2017-250522(P2017-250522)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月15日(2020.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エンドレスベルトと、

第1弾性体と、

前記第1弾性体よりも硬い第2弾性体と、

外周に弾性層を有するローラであって、前記第1弾性体および前記第2弾性体との間で前記エンドレスベルトを挟み、前記エンドレスベルトとの間で記録媒体を搬送方向に搬送するローラと、を備え、

前記第1弾性体は、前記第2弾性体より前記搬送方向の上流側に位置し、

前記弾性層は、前記第1弾性体より柔らかいことを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記第1弾性体は直方体であり、前記搬送方向の下流端に角部を有し、前記角部は前記ローラと前記エンドレスベルトが並ぶ方向に記録媒体を押し付けることを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

【請求項3】

前記搬送方向において、前記第1弾性体と前記第2弾性体の間に隙間を有することを特徴とする請求項1または請求項2に記載の定着装置。

【請求項4】

前記弾性層のデュロメータ硬さは、6より小さく、

前記第1弾性体のデュロメータ硬さは、6～20であることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項5】

前記第2弾性体のデュロメータ硬さは、60～90であることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項6】

前記弾性層のデュロメータ硬さは、5以下であり、

前記第1弾性体のデュロメータ硬さは、6～10であり、

前記第2弾性体のデュロメータ硬さは、70～90であることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項7】

前記ローラは、ヒータを有することを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項8】

前記ローラと前記エンドレスベルトとが並ぶ方向において、前記第2弹性体の寸法は、前記第1弹性体の寸法より小さいことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項9】

前記第1弹性体は前記ローラとの間で記録媒体をニップする第1ニップ部を形成し、前記第2弹性体は前記ローラとの間で記録媒体をニップする第2ニップ部を形成し、

前記第2ニップ部では、前記第1ニップ部に比べてニップ圧が大きいことを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項10】

前記搬送方向において、前記第1弹性体と前記第2弹性体の間に隙間を有し、

前記第1弹性体は前記ローラとの間で記録媒体をニップする第1ニップ部を形成し、前記第2弹性体は前記ローラとの間で記録媒体をニップする第2ニップ部を形成し、前記エンドレスベルトは前記隙間に対応する位置で記録媒体をニップする第3ニップ部を形成することを特徴とする請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項11】

前記ローラと前記エンドレスベルトとが並ぶ方向において、前記第2弹性体の寸法は前記第1弹性体の寸法より小さいことを特徴とする請求項1から請求項10のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項12】

前記第1弹性体と前記第2弹性体とを前記ローラと前記エンドレスベルトとが並ぶ方向において保持するホルダを備え、

前記ホルダの前記第1弹性体を保持する面と前記第2弹性体を保持する面とは、前記ローラと前記エンドレスベルトとが並ぶ方向において位置が異なることを特徴とする請求項1から請求項11のいずれか1項に記載の定着装置。

【請求項13】

前記第1弹性体および前記第2弹性体と、前記エンドレスベルトとの間に挟まれる摺動シートを備えることを特徴とする請求項1から請求項12のいずれか1項に記載の定着装置。